

〈研究ノート〉

国際化の中での労働・市民的経済政策の一考察

—1989年春闘と日本経済政策の課題—

清水 嘉 治

1. なにを問題にすべきなのか
2. 内需拡大の論理と89・春闘の問題点
 - (1) 国際化の中での日本経済の内需拡大の性格
 - (2) 労働・市民主体の内需拡大路線
 - (3) 内需拡大の源泉としての日本型賃金決定のメカニズム
 - (4) 89・賃金引き上げの要求とその結果
3. 労働時間短縮の課題
 - (1) 週休二日制と有給年休20日の経済学
 - (2) 労働時間の実態と問題点
4. 今後の課題

—労働・市民の経済政策の課題—

1. なにを問題にすべきなのか。

日本経済は、国際的にみても、国内的にみても、大きな転機にあるという。だがその転機の中味はきわめてあいまいである。世界経済の中で、日本経済の役割がいかに大きくなっているかを、いま問われている。とくに転機とは何かがこわされなければならない。

世界経済の中で、日本経済の役割が大きくなったことを改めて考えてみよう。量的な表現でいえば、次のことが日本経済のメリットとして指摘されている。日本の GNP が、いまや世界全体の GNP の12%をしめていること、1人当りの所得が、1ドル140円の換算で、世界第1位になってい

ること、1985年に、アメリカが世界一の債務国家になったのに対して、日本が世界一の債権国家になったということ、さらに、自動車産業、先端技術産業の生産力において、世界的に優位の位置にあること、とくに先端技術の分野で、アメリカ、ECの力量を、抜いていること、さらに消費財サービス分野において、抜群であるということ、さらに日本独自の経営と労働の「協調性」が他の先進国よりうまくいっていること、日本の技術者と労働者の、その質がかなり良いことなどが指摘されている。

だが一方で、GNPの質はどうなっているのか、日本の成長率は、世界一流の水準になっているが、日本は、公害・環境問題を解決していないのではないか、とくに日本は、自動車公害、原子力公害、ハイテク汚染、基地公害、食品公害などにどのように対応しているのか。日本は世界一の債権国家になったというが、貿易黒字が、土地、株式投資、海外投資にまわって、社会資本や生活者の福祉向上にまわらない矛盾をどのように解決していくのか、一人当りの国民所得が世界一になっても、労働者、生活者にとっては、牛肉、米その他生活必需品の物価が、国際的にみて高価格にあることを、政府はわかっているのかどうか。さらに、ユネスコ憲章は高等教育費をすべて社会的負担でまかなうべきであると述べているにも拘らず、高校、大学の教育費の負担増をどうみるか、さらにかなり良くなったとはいえ地域環境の劣悪性をどうするか。マンションなどの住宅費、家賃の高騰に追われている市民生活をどうすればよいか、さらに学生、年金生活者などの消費税負担をどうするかなどの諸問題がある。日本経済の一流性は、こうした国民生活にかかわる諸問題を克服していない。いまなぜ日本経済は一流なのか、を究明すべきであろう。とりわけ日本の大手企業の収益性の増大に対して、労働者の賃金水準が低いということである。そればかりか、日本の労働者の労働時間が、米・欧と比較して、300～500時間以上も長いということはどういうことなのか。

こうした日本経済大国と、日本人生活中小国の矛盾をどのように、解決するかが問われるべきであろう。ここでは、日本の大手企業の収益率増大

に対して、労働者の賃金がいかに低水準下にあるかを問題にしたい。そのため、第一に、89年の春闘はなにを問題にしたのか。第二に、先進国の中で最大の労働時間をどのように短縮すべきなのかの問題を問いたい。もちろん、それだけではない。こうした課題の中で87年末から89年の日本経済の「好況」の性格はなんであったのか。労働者・市民主体の本格的内需拡大とは何か。これが市民的経済対策の課題ではないか。本格的内需拡大と賃金問題とはどのような関連性をもっているのかを問わなければならない。最後に、日本労働運動と地域経済の関係がどうなっているのかを問題にして結びとしたい。

こうした問題提起にあたって、確認したいことがある。私たちにとって経済学とは何か。もちろん従来の経済理論を、ひとつひとつ現実に適用することはできないであろう。その方法にも問題があろう。問題は、現実が突きつける問題にたえず、どのように対応するか「哲学」と現実経済の矛盾をどのように究明し、その中で、どのように解決するか「政策的」研究の課題をたえず示すことにある。現実には、たえず私たちの「知」の開拓を必要としている。いま重要な課題は、「知」の先見性と政策的創造である。

2. 内需拡大の論理と 89・春闘の問題点

(1) 国際化の中での日本経済の内需拡大の性格

日本経済は1970年代の国際通貨危機と二つの石油危機に直面しつつ、そうした危機にしぶとく対応してきた。1980年代に入って日本経済は70年代の危機に対応してきた省エネ政策、構造不況対策などの問題を踏えて、積極的な輸出主導の政策を選択してきた。1979年の第二次石油危機以後83年までの日本経済は、長期不況の中で、自らを支える産業の体質をさまざまな形で変えてきた。84年に入って、日本経済は、大企業を中心に着実にその規模の拡大をみせた。日本経済の成長率は、3.9%であり、第一次石油危機以来の最高水準であった。アメリカ経済・EC経済の景気後退があっても、日本経済は構造不況業種の生産の停滞をみせたが、全体として成長

した。85年に入って、輸出も増加し、景気も拡大した。1985年の『経済白書』は、「我が国は自由世界第二位の国民総生産と世界最大規模の海外純資産を保有するに至っている」と書いた。それだけでなく、すでに鉱工業生産の急速な増加によって企業収益も増大したが、労働者の賃金は抑制されていた。この状況は85年も一貫していた。さらに86年に入って、世界経済の問題は、先進資本主義間の「不均衡」の拡大にあった。とくに世界経済は、アメリカの国際収支の大幅赤字と日本の国際収支黒字、発展途上国の借金の増大に基づく国際収支の悪化の増大に直面した。しかしながら、日本経済は、「急激な円高・ドル安」の中で、産業の「構造転換」を求められたが、好況業種の企業収益を増大させた。にも拘らず、またしても賃金は抑制された。86、87年日本経済は、大幅な貿易黒字基調を続け、外から厳しい内需拡大を求められた。とくに日本経済は87年以降、高い速度で、景気拡大を続けた。88年に入ると、前年の「金融自由化」の施行により先進国の国際投資家の東京への投資集中により急速な土地と株価の騰貴現象をもたらした。この結果88年に入ると、政府の土地政策は構造上の解決策を示すことができず、「資産市場」を放任したために、「資産家」中心の住宅需要を拡大した。つまり「資産効果」による「土地囲い込み」的住宅投資を急増させた。こうした「住宅投資」に基づく関連大手企業の設備投資を増大させた。その結果、大手企業中心の民間設備投資のGNPに対する比率は20%前後になった。それは、中味は違うものの1960年代の高度成長以来の数字である。

経企庁発表の日本経済の成長率は4.9%であり、88年約5.9%であり、財界のいう「低成長・我慢」の経済イデオロギーは、非現実的になるほどであった。

1987年の日本経済は、内需拡大による成長を軸に展開した。87年の成長率4.9%という数字は、84年の成長率に次ぐもので、国内需要だけで6.1%増であり、78年以来の伸びであった。とくに民間需要の増加率は6.9%であった。こうした背景には、日本の輸出拡大基調の政策から部分的内需

拡大策への移行のあらわれである。それは全体的には輸出拡大が続いているものの、外需依存度も増加した。さらに内需主導型成長増加を示す指標は鉱工業生産の増大であり、前年比10%以上であった。また景気上昇の過程で、それぞれの輸出関連の企業が、貿易摩擦への自己抑制を図ったせいか、わずかながら輸出比率が低下した。例えば、自動車などでは、現地生産増と国内市場開拓へ経営方針を変更した結果、内需寄与度を高めた。

だが問題は、内需主導型経済の源泉は、勤労者・市民の個人支出にある。だから1988年度の『経済白書』も次のような指摘をせざるをえなかった。「内需の中心は GNP の56%を占める個人消費支出である。したがって内需主導型成長の持続には、個人消費の着実な増加が不可欠である」と。だが、その消費支出は、可処分所得が、企業の成長に対して、きわめて立ちおけている。もちろん耐久消費財支出やレジャー支出は増大しているが、勤労者一般の消費支出は緩慢な状況にある。一方、内需拡大に基づく景気上昇の中で、目立ったのは、企業収益である。例えば大蔵省の「法人企業統計季報」(1987年)によると、全産業で、86年度に、前年比1.3%の増益後、87年度は、同32.1%の増益になった。なんと急上昇ぶりである。87年度を業種別にみると、製造業では、前年比45.6%の大幅増であり、非製造業では63%の増益である。規模別にみると、資本金一億円以上の大企業では、87年度は、前年比27.8%の増益であり、資本金一億円未満の中小企業では、同38.4%の増益である。もちろん大・中小企業は、その資本規模が異っており、中小企業の増益は、比率的には大きいですが、大企業と比べて量的には少ないといえることができる。

一方、資本主体の設備投資を軸とする内需拡大に基づく景気上昇は、さまざまなひずみを作り出している。87年から88年にかけての特徴は、内需拡大の主体は、大企業であるが、同時に、消費支出の動向をみると、一般消費者の可処分所得が上昇しない中で、大・中企業地主、大中の企業株主の資産が増大し、それらの一部が消費需要を支えている。だから、前述の『経済白書』でも、「拡大する資産格差」を指摘したのである。

第1表 所得階層別(株式)資産価値の増大

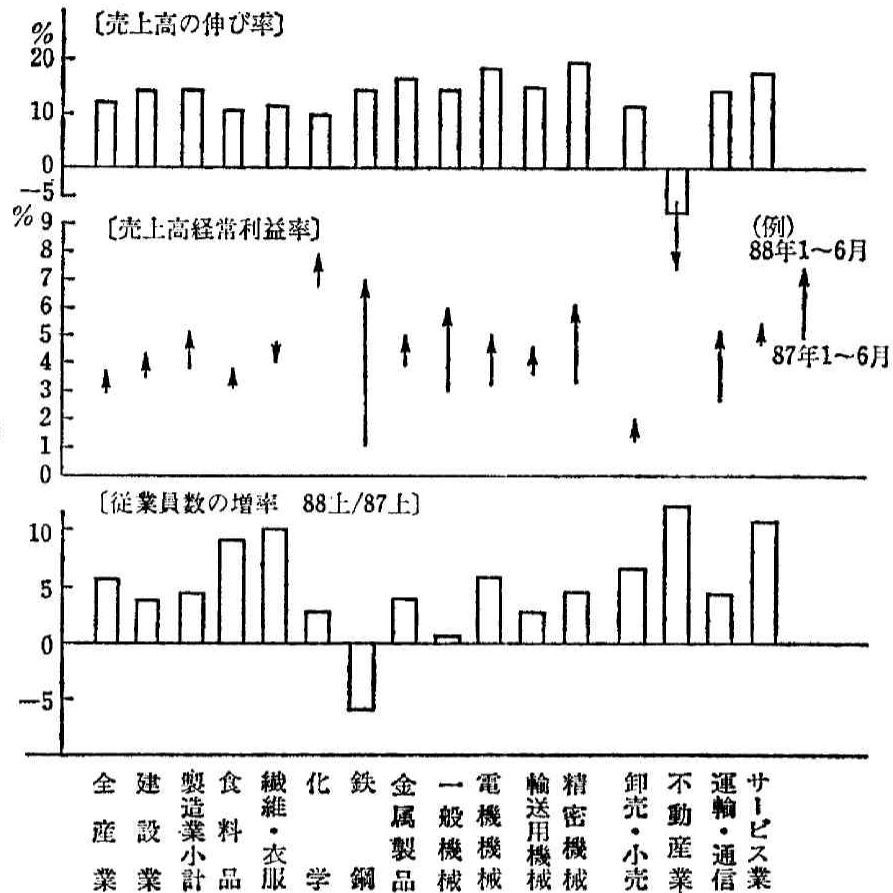
		56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年
株式残高保有 シェア(%)	I	6.3	8.0	8.2	6.3	8.8	7.4	6.0
	II	8.1	9.5	8.1	8.0	8.8	11.9	12.0
	III	13.0	11.2	10.3	12.4	12.0	10.9	11.0
	IV	19.7	18.4	20.8	18.3	18.7	17.4	18.0
	V	52.9	52.9	52.6	55.0	51.7	52.4	53.0
前年末株式残高(兆円)		40	42	40	47	57	66	96
株価上昇率(年平均%)		16.3	△0.44	17.9	26.1	22.2	32.9	47.9
株価値の上昇に よる資産増大の 割合(兆円)	I	0.4	△0.01	0.6	0.8	1.1	1.6	2.8
	II	0.5	△0.02	0.6	1.0	1.1	2.6	5.5
	III	0.8	△0.02	0.7	1.5	1.5	2.4	5.1
	IV	1.3	△0.03	1.5	2.3	2.4	3.8	8.3
	V	3.4	△0.10	3.8	6.8	6.6	11.4	24.4

- (備考) 1. 総務庁統計局「貯蓄動向調査」, 経済企画庁「国民経済計算」, 東証株価指数により作成。
 2. 前年末の株式残高保有シェアに応じて, 翌年の株価上昇による資産価値の増大が所得階層別に分配されると想定。
 3. 尚, 所得階層別は全世界帯。
 [出所] 昭和63年, 『経済白書』(経企庁)より。

「階層別の資産保有をみると, まず金融資産については, 勤労者の所得階層別でみて, 高い所得階層ほど金融資産残高が高くなっている。また, 持ち家比率も所得が高いほど高くなっている。所得階層間の格差をみると, 長期的には40年代から50年代にかけておおむね緩かな縮小傾向を示している。なお近年の動向をみると, 50年代に比べわずかながら拡大している。これは61, 62年の株価の急上昇, 地価の高騰による資産価値の増大が一因となって生じたものと考えられよう」と。

消費者一般の需要拡大よりは, 中高所得者の資産価値の増大すなわち資産効果の消費需要の拡大に基づいて内需拡大が87年の傾向である。ここで, 前述の『経済白書』によって構成してみよう。そこでは「消費と資産効果」の問題を資産価格の上昇や物価の下落による資産価値の増大(資産効果)が消費に与えたインパクトを分析している。その結果, 資産価格の上昇が消費を高めているという点である。所得階層別の消費支出(第1表)

第1図 景気拡大期における売上高・経常利益率・従業員数の変化
(88年1~6月/87年1~6月)



【出所】 大蔵省「法人企業統計季報」

をみると、勤労者世帯平均では実質金融資産残高が10%増加すると、消費の伸びを1.5%程度増大させる効果をもつ。これを87年に適用すると、実質金融資産残高が12%増加したことが消費の伸び1.0%を支えたといえる。各階層とも実質資産残高の増加が消費支出を高める効果がみられること、とくに「高所得者が耐久消費財の消費を増大させた」点を重視しなければならない。

87年から88年までの内需拡大を誘発させたものは、設備投資需要と高所得者層の資産効果による消費需要によるものである。両者の需要循環によって、大企業の売上高・生産量が着実に増大し、くわえて円高ドル安効果と低原油価格に基づく、原材料コストの低下によって、企業収益を増大さ

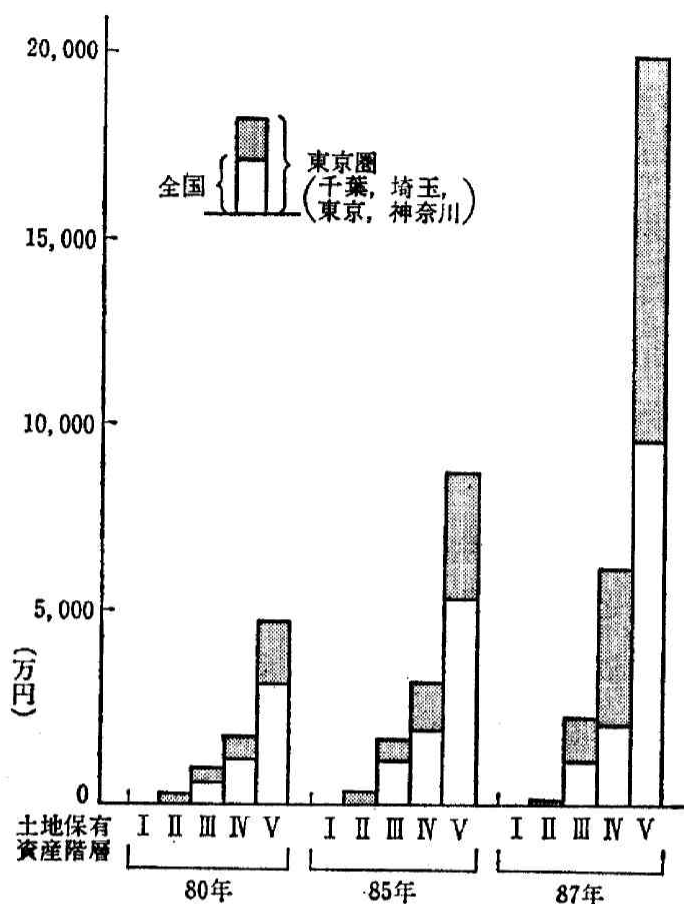
せた。89年3月期決算では、88年の史上最高収益の記録をさらに20%も更新した。とくに大企業の収益率の増大が目立った(1988年11月12日「日経」)。この点は大蔵省の「法人企業統計季報」にも示されている(第1図)。

この図をみると、売上高経常利益率の高さは内需型・輸出または素材・組立てのいずれの製造業でも共通にみられたのである。こうした企業収益の増大の中で、当然、雇用状況の転換がおこなわれた。製造業の求人急増で、求人数は求職者数を上回った。とくに87年夏以降、製造業における求人数が、30~50%に達した。建設業の拡大、サービス・流通業の求人増も加わって、88年9月の有効求人倍率は、1.08%になり、労働市場は14年ぶりで、「逼迫化」現象がおこった。

もちろん、この現象も、労働時間の短縮、賃金上昇率を伴わない形態の労働市場の逼迫化であって、この点で高度成長期の性格と違っている。高度成長期においては、賃金をあげることが、雇用吸収の基本条件であったが、89年の成長期は労働市場は逼迫しているにもかかわらず、賃金抑止型の雇用吸収である。企業の収益が増大しているにもかかわらず、賃金は抑制されている。

総じて1980年代の日本経済の特色をみると、85年までの政府、財界の「おしん」の経済哲学による「輸出」拡大型成長と内需停滞に終始した。それは86年にも、対米貿易の大幅黒字という外需依存と内需不振の経済体質をその特色とした。だが、こうした日本の経済政策は、87年になって転換した。それは、当時の政府の民活政策による土地騰貴を誘発する中での、内需拡大政策にあった。それは土地資産額の階層格差の急拡大となって表面化した(第2図)。87年以降、住宅投資、公共投資、民間設備投資、そして個人消費需要の増大によって景気が回復した。それは暫くぶりで景気が軌道に乗ったことを意味する。それは89年3月期の全国上場226社の経常利益が前年3月期に比べ23.4%増と大幅に増加した(「日経」1989年5月21日号)ことでもわかる。同紙によれば、その理由は「輸出産業の内需転換が進み、収益力が向上したうえに、操業度の上昇などによる生産増と合理

第2図 土地資産額の階層格差は急拡大



【出所】 88年版経企庁『経済白書』

(注) 土地資産額は各階層の一世帯平均。5階層は各年ごとに全世帯を土地資産額の少ない順に等分した。

化効果のいっそうの進展が相まって幅広い業種で収益が拡大した。88年3月期に続き、過去最高益を更新するのは確実で、企業業績は安定した上昇軌道を歩み続けよう」と。企業業績が今後も持続すると強調している。詳細にみると、「営業利益の伸びは製造業19.9%増、非製造業18.6%増、輸入原材料価格の低下に加え、人員削減などの合理化効果が浸透、リストラクチャリング(事業の再構築)の進展が営業の利益の拡大につながった。本業と同時に、金余りを背景に金融収支も改善している」という。だが企業利益の増大の背景には、賃金上昇を抑制したことにもその原因があると考えられる。企業の内部の合理化、人的削減、若年労働力の吸収、パート労働の活用などが企業収益を増大させていると考えられる。

1988・89年の日本経済は、80年代の貿易黒字基調への反省として内需主導型に転換する方向を選択した。その結果経常収支黒字額が1987年の870億ドルから88年に850億ドルへと減少した。この減少ぶりはわずかであるが、その分、内需に向ったことを示している。もちろんここには「高値安定」ではあるが消費者物価の1%台の上昇率の好経済指標をみせたことや円高ドル安による輸入商品価格の相対的低価格などによって日本経済の「安定」性が強調された。だがこうした経済路線は、日本の貿易収支の大幅黒字による円高・ドル安に基づく、企業経営の合理化の推進による輸出増の産業構造を転換しえなかった。このことは、政府の政策路線にみられる内需拡大策は、民間企業の旺盛な設備投資と前述した資産効果による高所得者層の消費と住宅投資によって支えられた。とくに、金融自由化、民活による土地騰貴は、一般庶民にとっては、遠い存在になった。東京圏の50坪の土地と住宅を手に入れるには、一億円単位のカネを必要とする。これは、株・土地所有者の資産家しか参入できない状況を作り上げた。内需拡大を求めても、一般勤労者の消費主体ではなく、資産家中心の消費需要増大による内需拡大であった。とくに目立ったことは、勤労者の賃金は、実質的には凍結されたままであった。資産格差を解決することなく、内需拡大による景気振興は、一時的なものにならざるをえない。この点についての1988年度の『経済白書』の分析は片手落である。問題を進めよう。

(2) 労働・市民主体の内需拡大路線

内需拡大といっても、具体的には日本経済をリードする大手産業の設備投資増大による労働力、技術、資本の結合による需要増である。たしかに、前述したように、今回の景気拡大は、一方で大手資本による設備投資拡大に基因しているが、それを支えているのは国民ひとりひとりの消費増である。この消費増の基本には、賃金上昇に基づく、消費支出の増大を伴わなければならない。88・89年の景気拡大は、勤労者の消費需要の本来的拡大にまでいたっていない。ここに問題がある。もちろん、内需拡大による景気回復の上昇局面において勤労者の個人消費もかなりの役割を果たした。と

くに88年に入ると、企業の設備投資増に基づく、雇用吸収力効果の増大、労働者の残業の収入増などから勤労者の消費は、着実に増大した。今後の日本経済を支えるのは、一般勤労者の所得増・生活改善による家庭需要の増加に加えて、政府による公共部門の投資増でなければならない。この点は今回の景気拡大をみる限り、不透明であるといわなければならない。もちろん日本経済の統計をみる限り、1987年から88年にかけて、内需拡大の中味は、資産効果による住宅投資、それに基づく消費財関連投資、いわゆる上・下水道、道路など社会資本を主体とする公共投資、私たちの生活者中心の個人消費、企業の設備投資、それに在庫投資などを柱とするものであった。こうした内需拡大の方式には、いくつかのパターンをみることができた。87年から88年3月までには、6兆円の政府投資と土地、株式保有者などの資産家の消費需要が主体の内需拡大であり、88年4月から7月までは、住宅投資と公共投資主導の内需拡大であり、88年の夏以降89年現在までは、設備投資主導型の内需拡大であった。だがこうした方式は、大手企業、大手銀行、大手不動産業主体の内需拡大による収益増であり、生活者主体の内需拡大ではなかった。勤労者の個人消費、住宅投資、環境整備の公共投資などの内需主導型の成長こそ、日本経済の市民的再編成の道なのである。この視点に立って考えると、労働者の賃金引き上げ、労働時間の短縮、完全雇用体制、減税、消費税廃止、高教育の公共的負担による家計費の実質増による生活向上の経済政策を展開すべきなのである。つまり政府は、従来の資本主体の内需主導型成長経済から生活の質的向上による内需主導型成長経済への転換を図るべきなのである。生活者主体の経済運営のためにこそ、家計部門の充実、企業部門の活性化、公共部門の活力がバランスをもって、成長の質を創造することができるのである。

いま国民が求めているのは、生活の質の向上、文化・教育の質的転換、完全雇用体制なのである。企業の存在はこうしたニーズに対応することにある。つまり生活のニーズに対応した産業の発展にある。日本経済全体の動きをみると、この景気拡大は、大手企業中心の極大利潤追求のシステム

を主体とするのではなく、生活主導型景気拡大のための企業と公共部門の成長を目的としなければならない。89年版『通商白書』は、「生活大国」の実現をめざすという。つまり、日本の貿易構造がかったの「輸出大国」指向から、内需主導の「輸入大国」指向へ転換した点を強調していると同時に産業分野において「構造調整」が進んでいるのに生活関連分野では内外価格差が存在し、消費者の負担を強いているという。輸入品に関しては、家庭での1988年の輸入品使用率は、食料品95%、衣料品83%、日用品70%などで、「輸入品」がない家庭はわずかに0.5%であるという。一方輸入品の価格をみると円高が国内小売価格に反映されず内外価格差が解消されない。このことは消費者のニーズに答えてないことを意味する。だから89年度『通商白書』は、流通の一層の合理化や規制緩和の推進などを通じて、輸入市場をさらに活発化する必要があることを強調しているが、その具体策を示していない。問題は、勤労者の実質所得を増加することによって、消費需要を増大させる方式を明らかにし、内需拡大の政策を持続すべきなのである。

日本における生活向上は、国内問題だけでなく世界における日本の輸入拡大と結びつき、日本経済の体質改革を迫っているのである。日本の先進国に比較し、低い労働分配率、異常に長い労働時間、国際公正労働基準にもとる労働者の権利のおくれなどを改革しなければならない。この点については、拙稿「日本経済再編成の論理——世界の中の日本経済の市民的編成の論理——」（神奈川大学創立60周年記念論文集，1989年10月刊予定論文）を参照されたい。問題を進めたい。

(3) 内需拡大の源泉としての日本型賃金決定のメカニズム

日本経済の消費需要を左右してきた要因は日本型賃金決定のメカニズムにあった。以下『1989年国民春闘白書』を紹介しながら検討を進めることにしたい。

春闘の賃金決定は、従来日本の基幹産業である金属・化学・交通の三大産別共闘を中心に、そのときどきの経済状況と関連して賃金引き上げを決

定してきた。それが中小企業、公務員・公労協にインパクトを与え、さらに地場中小、未組織労働者の賃金引き上げへと波及し、消費需要を形成する役割を果たしてきた。これらの賃金決定が最低賃金を決定する基礎になったのである。大学の研究者も、大学での組合での賃金決定が重要な基礎になっている。社会的評論的出稼ぎ労働をパートでしても、基本は職場での賃金決定のメカニズムに左右される。

ところで春闘の賃上げは、翌年の新規採用の学卒初任給の準拠要因にもなる。さらに、賃金決定は、年金引上げ、生活保護基準の引上げなどの基礎的要因にもなっている。その点で賃金決定は日本の勤労者の生活向上と密接なかかわり方をもっている。春闘による賃金決定は、日本経済を担っている重化学工業、機械工業における大手企業の組織労働者から始って全労働者の賃金を決定する要因となる。それはたえず日本経済の好景気、不況との関係で決定される。それは現代資本主義における労使の力関係で左右される性格をもっている。労働者・国民諸階層の賃金・所得決定は、労働者・市民の生活向上に役立つばかりでなく内需拡大の要因となり、日本経済だけでなく世界経済の発展に寄与する。というのは、勤労者・市民の所得増による輸入商品購入の要因になっているからである。それは勤労者の家庭における輸入商品購入の割合が80%以上になっていることでも明らかである。ところが1970年代の石油危機と高度成長の破綻による不況と、80年代前半の低成長の「定着」という日本経済の条件のもとでの賃金決定は、経営者・資本の主導型決定となり、賃金抑制型になってきたのである。この背景にはいくつかの要因があったと考えられる。

第一に高度成長時代の労働力不足は、賃金上昇のメカニズムを作ったが、その後の低成長期には、労働力過剰は、賃金抑制のメカニズムを作らされた。この点で組合の力量は「雇用か賃金か」を経営側から要求され、組合は「組織防衛」の守勢に立たされた。

第二に、賃金引き上げの運動は、元来組合の協約による社会的規制や法的規制の根拠をもつものでなく、労働市場を通じた間接的波及方式である

ため、労働市場の需要が不足すると波及力が弱まる。これは、法的に経済の好景気・不景気に拘らず、「完全雇用体制」の方式を決めていないからである。この点、今後の重要課題である。

第三に、日本経済にとってきわめて良くない慣行は、公務員労働者に対する人事院勧告方式である。とくにスト権を奪った人事院勧告方式は、市民と公務労働者を分断する性格をもっている。それだけではない。とくに人事院勧告凍結は公務員労働者の賃上げストップのみならず、中小企業労働者、未組織労働者、地場中小企業労働者への賃上抑制に連動する。人事院勧告の凍結は、公務労働の停滞だけでなく、地域経済に対するマイナスのインパクトを与える。とくに地域経済における需要効果を減退させる。

第四に日経連・企業による初任給抑制は低成長期に目立った。初任給が、日経連・企業の連合によって、抑制されたことは、若年労働力の活性化を促進できなくなり、経済の停滞を招来する要因となる。

ともあれ、以上に示した問題が、その後の賃金引上げの抑止作用を伴ったのである。

だが80年代後半になって、日本経済は貿易黒字を大幅に作り、内外から内需拡大の必要性を迫られた。ここであえて賃金決定について述べておく。経営側が、企業経営の拡大をはかるために、賃金抑制政策を労働者に強制することは、経営にとってもマイナスである。どんな職場でも、経営の透明性を示し、その企業の方針を労使で確認し、民主的合理的賃金決定のシステムを確立すべきなのである。労働組合は、経営の本質を理解しつつ、自らの賃金の決定メカニズムを作る能力をもっているのである。

80年代後半の日本経済の好調性の中で、「春闘」の課題が問われなければならない。というのは、労組が従来の経営側の賃金抑止策に対してどのように対応するかである。もちろん、労働側における「保守的」メカニズムの改革も問われている。

こうしたことを前提に、従来の低賃上げ春闘からの脱皮をどのようにには

かるかである。

第一に日本経済の改革の問題意識をもって組合の交渉力を知的に高めるため、労組自らの賃金・雇用・労働条件を再点検し、内外労働市場の接点である初任給などをテコにして、外の労働市場に対しても創造的規制力を高めることである。このことは、若年労働者の組合への参加を刺激することにもなる。それだけでなく、労働の価値を客観的に保障させることにもなり、労組の体質改革にもつながる。

初任給を企業内、産業別に組合が統治することにある。同時にパートタイマー、派遣労働者の賃金を上げていくことも大切である。もちろん、経営側の経営の革新を迫るとともに、経営の社会的責任を示すことにもなる。

第二に、従来の労組の日本経済を動かす春闘のパターンを改革する問題意識をもつことにある。従来の春闘のパターンは、大手企業→中小・公務員→未組織→最低賃金という形態であった。もちろんその方式もかなりの業績をあげたことを認める。だが国民春闘というかぎり、市民的ニーズによる春闘の新しい方式を考え、賃上げを国民的課題、日本経済の運命を左右する方式を考えるべきではないか。組合がおかれているさまざまな慣習、条件、組合特有の「エゴイズム」を認めるとしても、日本経済の影の部分、つまり、最低賃金、パートを含む女性の賃金、中小未組織の労働者の賃金・労働条件・社会的弱者の賃金、生活条件向上のための春闘賃上げの問題を考えていくべきであろう。一部中小企業では低賃金の外国人労働者を雇用する傾向が現実におこっている。こうした問題を含めて、同時に中小・零細企業の存立条件、経営の確立のあり方を含めて、賃金問題を考えていく段階にきている。もちろん、このことは、資本・経営側の課題でもある。これこそ、労働者の自立と連帯の問題である。もちろん、組合員の自己利益を守りながら、連帯利益にどう高めるかの労資の自己統治と相互統治を明らかにし、社会的に問うべきであろう。こうした問題意識に立ってこそ春闘の賃上げを大幅に要求することができる。恐らく、どこでも経

営者は公私を問わず、それぞれの企業内保護主義を貫徹するであろう。それ自体、自己矛盾なのである。企業の社会的責任を通して労使の自己・相互統治のシステムを考えていくべきなのである。

第三に、産業別・大産業別による春闘相場へのハドメをどうするかである。このハドメを、労組の主体性でかけることが大切である。その基準は、物価と定昇と社会改善にある。物価についても、高値安定の質を問うことであり、社会改善は、年金、環境、住宅、土地、教育費などを考慮に入れて考えるべきであろう。もちろん、軍事費、社会保障費、教育費負担増について、その量と質を点検すべきである。

第四は公務員の賃金である。この点も、スト権を奪われている以上、改めて、市民主体をふまえて専門家によるオンブズマン方式の賃金決定方式を公開を原則として決めるべきであろう。とくに上級公務員を除いた公務員が自主制を含めた賃金決定方式をつくり出すことである。週休二日制は当然である。公務員の退職金が高いことが問題になったことがあるが、それは市民を入れた公平な客観的基準を作って決定すべきである。もちろん、「労使」交渉を前提にして、公務員の賃金のあり方を改めて考えるべきである。地域社会を活性化するためにも、公務員の賃金引上げは、その質を高める方向で決定すべきである。それこそが地域住民との連帯を図ることになる。もちろん公務員のための賃金方式には限界がある。公務員のあり方を市民的に問いながら、その賃金のあり方も問われるべきであろう。労組の市民化と、市民の労組的理解こそ大切な問題意識である。公務員は、国、地方の議会に対する従属関係ではなく、相互に対等平等の関係で、仕事をすべきである。その点では相互対等の依存関係の中で賃金の方式を確立すべきである。一部保守系の議員による主観的態度で、公務員の賃金が高いか、低いかで決めるべきではない。

こうして、87年度以降の日本経済の好循環の中で、労組の賃金引き上げは、改めて再検討し、企業の好収益の中で、賃金引上げこそ、日本経済の活性化に連動していることを認識すべきなのである。だから89年春闘は、

日本経済を転換する内需拡大の役割を担ったのである。ではその結果はどうか。

(4) 89・賃金引き上げの要求とその結果

日本経済の好調性を持続的に発揮するには、勤労者・市民の実質所得の上昇による内需拡大しかありえない。したがって89年の労働組合側は、企業の好景気の中での春闘であるから「追い風春闘」と呼んだ。その労組の賃金引き上げ要求は、平均して定昇込み7%であり、88年と対比すると、1%弱となっている。89年は、昨年と比べて2%以上要求するかと思っただが、不況下の中で、賃金抑制策に慣れてしまったせいも、製造業、非製造業の平均収益率18%に比して低姿勢の要求であった。

もともと賃上げ要求の基準は、「過年度消費者物価上昇率プラス定期昇給率プラス生活改善分」にある。物価は前年に比べて1%であった。だが消費者物価上昇率の中味を見ると、前述したように内外価格差が存在したり、「円高差益」が十分に還元されず、輸入価格も割高である。他の先進国と比べて「物価の高値安定」が定着している。前年度と比べて、消費者物価上昇率は、3%程度上昇していると思われる。さらに重要な点は、賃上げ要求の基準の中にある生活改善分が昨年の状況と大きく違っている。というのは、政権政党は、国民に公約していない消費税を国会で強行採決し、国民に3%の消費税を負担させたことと社会保険料の改定（厚生年金の保険料率を10月から引き上げるという政府案）の影響が大きい。消費税導入によって、すでに便乗値上げと3%の消費税負担は、世論調査でも80%の国民が反対している。経企庁の予測では消費税導入によって消費者物価上昇率は1.8%になるといっているが、実質3~4%になる可能性がある。したがって消費税分がそっくり家計の負担増となる。

この点からも労組の要求額は、もっと高くてよいはずである。だが「過年度の消費者物価上昇率」の制約のため、この点、労組の要求が限界をもたざるをえない。

89年春闘の結果は第2表の通りであった。「連合」の調べでは、89年4

第2表 主な産業・企業の賃上げ（「連合」など調べ）

	88年	89年	基準賃金	平均年齢
鉄 鋼（大手5社）	4400 1.8	6100 2.4	250300	41.1
電 機（大手17社）	9824 4.6	11957 5.4	221429	33.9
自動車（トヨタ）	10600 4.4	12900 5.2	248090	33.4
N T T	14200 5.7	14200 5.5	259949	38.3
電 力（大手9社）	12000 4.7	13900 5.2	266260	33.7
私 鉄（大手13社）	13300 5.6	15400 6.3	245973	38.4
主要企業（約290社）	10573 4.4			

〈注〉 上段は額（円），下段は率（％）で小数点2位以下を4捨5入。定昇（相当分）込み。
鉄鋼は35歳，勤続17年の標準労働者表示。

月11日現在で、集計対象の約1,400組合のうち、224組合（約170万人）が妥結した。賃上げの結果は、加重平均で12,600円、5.3%であり、昨年実績に比較して2,100円0.7%上回っているが「連合」が目標にした1%アップにはみたなかった。これが日本経済における労働側の現在の実力の実態なのである。

89年春闘では賃上げと平行して、従来からの課題である労働時間の短縮が問題になった。あとでも取り上げるが、労働省は、年次五か年計画で労働時間の短縮を主張してから1992年に年間労働時間1,800時間の達成を目標にしている。だが現実にはこのたびの春闘でもきわめて厳しいものであった。というのは、経営側が「労働時間の短縮をコスト」とみて対応したからである。例えば年間労働時間を2,000時間として計算すると、年間1日分の時短は約0.4%の時間当たりコスト増に相当するという。今次春闘では、鉄鋼労連が年間、1日ないし3日程度の時間短縮を獲得したというが、これは依然として経営側ペースの時短と賃上げをパッケージにした解答であった。これは労働側の本来的要求とは違っていた。だから私鉄労連

は、「賃上げと時短セット論」に反対した。

にも拘らず、今春闘の結果は「連合」の山田事務局長はこういった。「賃上げについては景気絶好調の中で、昨年実績を大幅に上回ることができなかったのは率直に反省しなければならない」（1989年4月11日『日経』）と。この背景には、さまざまなことが考えられる。基本的には労働運動のあり方が問われているのである。現代日本資本主義の中で、労働組合運動が好・不況の経済循環にビルト・インされてしまったことをあげなければならない。だが労組は同時に賃上げと時短の要求を通じて現代資本主義の限界を認識することができる。

今次の春闘が盛り上がりを欠いたのは、こうした限界を客観的にもたざるをえなかった点にある。それは労組の組織率が低下したことにある。1988年6月末で、26.8%で、前年同月比より0.8%低下した。1949年に55.8%という大きい組織率であったのが、1975年には34.4%、88年26.8%、80年代に入って、中所得階層の増大の中で組織率が低下した。1988年の労組の組織率の総数は1,222万7,000人である。ちなみに組織率が若干上回った企業を産業別にみると、建設業27,000人、金融・保険・不動産業21,000人、卸売・小売・飲食店計17,000人、サービス業6,000人などであり、組織率が減少した産業は製造業で59,000人、運輸・通信業25,000人、公務員12,000人減少した。製造業では繊維、一般機械で1万人以上、運輸・通信業ではJR関係で9,500人が目立った。さらに民間企業の労組員941万4,000人についての企業規模別組織率をみると、1,000人以上の企業は66.1%、100人以上1,000人未満の企業で26.8%、30人以上100人未満の企業で5.9%である。いずれも、昨年それぞれの同規模企業の組織率と比べて後退し、ただし30人以下の小企業は0.4%で昨年と同じである（第3表）。労働団体別では、「連合」が532万7,000人で、全組織労働者の43.6%、89年秋解散する総評は400万人を割ったのである。労働組合の組織率が低下する中で、好況の影響もあったせいか、建築業・サービス業で若干の組織率が上昇した。総体的にみて、労働組合の組織率が低下した理由

第3表 主要団体別労組員数

主要団体名	労組員数	対前年 増減数	主要団体名	労組員数	対前年 増減数
〈連 合〉	5,327	—	国 勞 連	38	-3
自 動 車 総 連	704	+7	新 聞 勞 連	41	0
電 気 勞 連	678	+9	全 競 勞 連	37	-1
ゼ ン セ ン 同 盟	512	+12	全 港 勞 連	20	-1
生 保 勞 連	406	+7	連 輸 一 般	15	0
全 金 勞 連	311	—	全 通 野	163	-1
電 力 総 連	218	0	全 林 野	31	-2
造 船 重 機 勞 連	121	-6	自 治 教 勞 組	1,250	-7
運 輸 勞 連	118	-3	日 都 市 交 道	647	-8
海 員 同 盟	112	-7	全 水 道	46	0
一 般 同 盟	114	-1	全 公 勞 連	36	0
鉄 道 通 勞 連	126	+17	全 農 林	138	0
交 通 化 同 盟	105	0	全 産 別	35	-1
全 商 業 同 盟	100	-2	〈新 産 別〉	56	-10
化 学 総 連	102	+3	〈その他主要組合〉		
食 品 勞 連	78	-1	日 建 協	59	-4
食 紙 パ ム 勞 連	60	-4	全 官 公 連	118	—
ゴ ム 勞 連	54	—	全 建 総 連	416	+31
全 食 品 同 盟	45	-3	市 銀 連	144	-4
全 電 線	38	-4	全 農 協 勞 連	88	0
相 銀 全 勞 連	41	0	航 空 勞 協	41	0
石 油 勞 連	28	0	政 全 勞 協	37	-1
全 国 ガ ス	31	—	自 交 総 連	36	0
*情 報 通 信 勞 連	26	0	ア ル ミ 勞 協	37	+2
*鉄 鋼 勞 連	300	-9	観 光 勞 連	34	+2
*私 鉄 勞 連	201	+2	生 協 勞 連	32	0
*総 評・全 国 金 属	192	-1	全 国 化 学	34	+3
*合 化 勞 連	145	-6	損 保 勞 連	19	—
*全 自 交 勞 連	90	-6	全 商 社	33	+7
*全 日 通	55	-1	出 版 勞 連	15	-10
*鉄 産 総 連	39	-2	民 放 勞 連	10	0
*た ば こ 共 闘	25	-4	全 日 教 連	10	0
*日 放 勞 金	27	-1	日 高 教 (一ツ橋)	30	-1
*全 機 学	12	0	日 高 教 (麴 町)	30	0
*新 化 学	31	-1	地 方 地 区 同 盟	17	0
〈総 評〉	10	-1	地 方 地 区 同 盟	82	-12
日 本 医 勞 連	3,977	-98	〈金 属 勞 協〉	2,072	+30
総 評・全 国 一 般	152	+4	〈化 学 エ ネ ル ギ ー 勞 協〉	646	+29
建 設 一 般 全 日 自 勞	109	-4	〈交 運 勞 協〉	846	—
	47	-4			

昭和63年6月末現在，単位千人，以下は四捨五入，*印は総評にも加盟，☆印は新産別にも加盟。連合，全金連合などは62年7月以降の結成のため前年との比較はできない。

には、第一に70年代後半の不況期に、経営による合理化と配転が着実に行われ、労働側における主体的な組織率拡大の運動がみられず、守勢に立たされたことにある。とくに経営悪化が自立した繊維等、一般機械工業、造船業では組織率が激減した。第二に、新入社員の組合加入が激減した。新入社員の「保守的」意識が強かつ「連帯」意識が希薄になったこと、従来の労組の運動の成果として初任給が相対的に高くなったことなどをあげることができる。第三に労働組合自体の運動方針が、新しい時代に対応し、職場の現実感覚から離れていること、とくに組合幹部の姿勢が硬直化し、日常的情宣活動を怠っていること、したがって組合幹部が官僚化的体質をもっていること。第四に低成長期に資本と経営の両者による組合分断化政策と敵視政策がさまざまな形でとられたこと。一方、「労使一体化」「労使共同体」政策による組合加入に意味をもたなくなったことなどをあげることができる。

こうした理由以外にも、多面的角度から組織率低下の理由を指摘できるが、問題は、こうした課題を、今後どのように克服するかにある。この点は、労働・市民型政策のあり方のところで述べる。

ところで、89春闘の成果は、国際的にも注目された。というのは、世界経済の中で、日本は一方で経済大国であり、他方で生活小国であるというイメージを労組の賃上げでどのように克服するかにあったからである。とりわけILOは、西ヨーロッパの労働時間より年間300～500時間多く働いている日本の労働者の労働条件と労働時間短縮の問題に関心をよせていた。今次春闘での賃上げが低い水準で妥結したことは、今後の「日本経済の持続的成長」にかげりをみせた。というのは、内需拡大の源泉は、労働組合の賃上げにより可処分所得をふやし、勤労者主体の消費需要を拡大することにあるからである。この点、国際的にも注目されたが、「連合」の力量不足にあったといえる。ではつぎに労働時間短縮の問題を考察してみよう。

3. 労働時間短縮の課題

(1) 週休二日制と有給年休20日の経済学

労働・市民型経済政策のあり方にとって、労働時間短縮の問題は、重要課題である。市民社会とは、一方で労働・市民の基本的人権がどのように守られているかということと、他方で、労働・市民の労働権、生活権、学習権、福祉権が、どのように制度的に保障されているかということである。こうした観点から人間の労働時間のあり方が問われなければならない。

1988年1年間の政府・民間両者の労働時間短縮へのアプローチは、それぞれ違っているが、西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカの若干のエコノミストは、日・米・欧の貿易摩擦の中で、日本の一方的貿易黒字に対して、日本の内需拡大の不十分なことの理由に、労働者の賃金引き上げと労働時間の短縮を着実に実行していないと批判している。米・欧の個別経営者も日本経営者に対して労働者の労働力の価値を正当に評価していないのではないかと批判している。

こうした中で、政府・労働省は、労働基準法を40年ぶりで改正し、週法定労働時間を、やっと48時間から46時間へ短縮し、年次有給休暇の最低日数6日間から10日間へ延長した。一方民間金融機関では、完全週休二日制にふみきった。公務部門も四週六休制へと移行し、当面問題とされているのが学校五日制である。こうした政府・労働省が、やっと重い腰を上げて、最低労働基準の底上げによる労働時間短縮に努めた点を部分的に評価したい。この背景には、外からの問題提起と内からの労働者・市民の要求があったからである。だが、原則週休二日制にしる、有給休暇を完全消化の指示にしる、現実には、土曜日の仕事を月曜日から金曜日までにこなすという受けとめ方では意味がない。もちろん、民間企業においても、大手企業を中心に、週休二日制を実施しつつあるが、それは、土曜日の仕事を月曜日から金曜日にもちこみ、さらに過剰労働を強いる傾向をみせている。もちろん、官・民とも、それぞれの部門内で、複雑、多岐にわたる労働が課せら

れ、画一的に労働時間短縮が実施されないことは、承知するところであるが、労働者の労働権、生活権、休息権を公正に考える限り、まず、すべての分野で、原則として週休二日制と有給休暇を完全にとることである。それが現代市民社会の人間的権利なのである。この基準を前提にして、官・民の「仕事」の意味が客観的に、社会的に評価されるのである。労働時間短縮を公準化し社会的枠組みを作り、個別企業ごとの労働時間の決定に実質的インパクトを与えることも重要なのである。

一方労働省は週休二日、有給休年20日の経済学の効用を発表した(1989年1月29日)。それによると年間総労働時間を1,800時間程度にまで短縮すると、内需拡大効果は8兆円を超え、80万人近い雇用を増大させるというものである。少し内容に入ると、休日増による労働時間短縮の経済効果を3つのケースで試算した結果をみると、内需拡大と雇用創出の効果は、週休二日制を完全実施したケースⅠで5兆7,240億円、約54万人に達し、週休二日に加え、現在の年次有給休暇を完全消化したケースⅡでは7兆2,966億円、雇用効果は約69万人である。20日間の年休を完全に消化して年間総労働時間を約1,800時間にするケースⅢでは、8兆3,240億円、約79万人の雇用拡大がえられるという。

他方、1987年の労働省の調査では、従業員30人以上の事業所の週休日は76.7日で、祝祭日や企業の特別休日を加えた年間休日は94日であり、年次有給休暇は平均15.1日与えられているが、実際に休んでいるのは7.6日である。このため現在の平均的労働者の年間の総休日数は101.6日になっている。

ケースⅢでは、勤労者一世帯当たりの消費支出は年間で17万2,283円増え、勤労者世帯全体で4兆5,605億円の増加である。すでに完全週休二日をとっている人の消費支出の動きを分析した結果をあてはめると、観光・行楽に1兆5,374億円、娯楽に1兆5,036億円、スポーツに9,411億円、趣味・創作に5,784億円の支出増が見込まれている。

このような需要増がどのような生産誘発効果を持つかについてケースⅢ

では、製造業2兆9,339億円、サービス業の2兆8,432億円、運輸業の1兆3,697億円など、合計8兆3,240億円の内需拡大を創出できるという。産業別の雇用創出数は、サービス業40万人、製造業14万人、運輸業11万人、商業5万人、農林水産業4.6万人など合計78万8千人となる。

こうして労働省は、労働者が週休二日制、年次有給休暇20日制を完全に実施すれば、8兆円以上の内需拡大効果を創出することができるという。この試算は、労働時間短縮の経済効果を示した点で一応評価することができる。だが「時短」の社会的普及をどうするかを考え方も示すべきなのである。

日本の現実には、厳しい。経済大国にも拘らず労働時間は後進的である。労働時間は、生活時間と表裏の関係にある。本来的には、労働者が生活時間の中で、自らの労働時間を選択すべきなのである。ところが資本の論理は、生活に労働の論理を従属させるのではなく、資本に労働と生活の論理を従属させるのである。したがって、企業規模によって労働時間の格差が存在し、異常な実態になっている。この格差は、いま社会生活上の差別につながっているのではないかと考える。労働省は、労働時間の社会的枠組を作り、中小・未組織労働者層にまで波及し、そこで出るさまざまな問題を経営と労働と公機関との話し合いで解決すべきであろう。2年後に予定されている労働基準法の見直しでは、この点を吸収して展開すべきである。公務部門の土曜閉庁による完全週休二日制、学校の五日制、民間部門でも完全週休二日制を段階的に適用していくべきだ。いうまでもなく、3次産業の進展や都市環境の変化、市民の人間的要求によって、労働時間の弾力化も進んでいる。今回の労働基準法改正は、経営側が労働時間を生産や営業の必要に応じて弾力的運用を実施できるようになり、変形労働時間制の拡充、フレックス・タイム制や「みなし労働時間制」の新規導入等によって所定労働時間それ自体が弾力的運用の対象になった。このことは、経営者が労働者の労働時間を一方的に管理できるシステムを作ったことによって労働者にとってマイナスである。研究部門や営業部門における変形労働時

間や「みなし労働時間制」の導入によって時間延長ができ、労働者にとっては拘束的時間が長くなり、苦痛労働の再生産になりかねない。さらにスーパーやデパート等における営業時間の延長がパートタイマーを参加させた交替制の導入などで、経営側が時間と労働を管理する。これは労働時間を経営者の一方的な管理下におくことになる。資本の論理による労働時間の管理である。私たちが選択すべき労働時間は、自己の生活時間を基礎において、生活と自由時間の豊かさを求めて決められなければならない。労働者の市民権、労働権、人格権を基礎に労働時間を選択すべきなのである。つまり労働者が時間の主権者にならなければならない。労働者が労働時間の長さや配分を自らの生活時間に基づいて決定すべきなのである。すでにいくつかの企業では、従業員の入社・退社時刻の自主管理を定めたフレックス・タイム制を実施し、かなりの「成果」をあげている。

政府は、労働者に、労働時間、休日の保障と権利を認めるべきであり、したがって年次有給休暇制度も根本的見直しをすべきであろう。現在の労働基準法39条では、年次有給休暇の最低「付与」日数の取得要件として「一年間継続勤務し全労働日の八割以上内勤した労働者」となっている。この規定を前提とする限り、パート・タイマーは年次有給休暇をとれないのではないか。ILO 47号勧告では、労働者の継続勤務が同一企業・複数企業にかかわらず、その労働者の過去の労働に対して発生する権利であると規定している。そうだとすれば、日本の労働基準法の年次有給休暇制度は、使用者の付与義務であって労働者の権利として義務づけていない。

労働・市民の経済政策は、基本的には、労働・市民の労働権、人格権、自由権、休息権を保障するための経済的条件づくりにあるとおもう。そうだとすれば、年休はILO 勧告にあるように労働者の権利でなければならない。すでに労働者の週休二日制、年次有給休暇の完全実施は国民経済にとっても、世界経済の不均衡是正にとってもきわめて重要な課題なのである。

したがって労働・市民の経済政策にとって労働時間短縮と休日について

第4表 週休制の形態別適用労働者数の割合

企業規模	合計	週休		週休2日制						その他	
		1日制	日半制	計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回		
企業規模計											
1975年	100.0	27.1	2.6	69.9	21.4	5.5	13.1	16.2	13.9	0.4	
80	100.0	23.7	2.1	74.1	23.0	7.4	11.6	16.9	15.2	0.0	
85	100.0	22.8	0.6	76.5	27.1	7.2	10.3	16.9	14.9	—	
86	100.0	21.4	0.6	78.0	28.2	10.8	12.0	14.6	12.5	—	
87	100.0	21.5	0.8	77.6	28.5	9.5	12.5	15.6	11.6	0.1	
1000人以上											
1975年	100.0	9.0	2.3	88.1	40.8	7.9	13.5	16.9	8.9	0.6	
80	100.0	4.5	1.4	94.0	41.1	10.4	12.4	18.7	11.4	0.0	
85	100.0	3.6	0.2	96.3	50.1	9.2	9.9	18.1	9.0	—	
86	100.0	3.6	0.2	96.1	50.6	14.6	11.7	14.2	5.1	—	
87	100.0	3.5	0.4	95.9	49.9	12.1	13.3	14.9	5.8	0.2	
100～999人											
1975年	100.0	29.1	3.3	67.2	10.7	5.0	14.9	17.2	19.6	0.3	
80	100.0	27.1	2.3	70.6	14.8	7.1	12.4	17.6	18.6	0.0	
85	100.0	24.8	0.9	74.3	16.3	7.9	12.8	19.1	18.1	—	
86	100.0	24.3	0.5	75.2	15.6	10.4	15.1	16.5	17.6	—	
87	100.0	24.2	1.1	74.6	15.7	9.9	14.1	19.2	15.7	0.0	
30～99人											
1975年	100.0	60.4	1.9	37.7	2.7	1.3	8.6	11.9	13.1	0.0	
80	100.0	54.3	3.2	42.5	2.8	2.4	8.7	12.1	16.6	0.0	
85	100.0	54.7	1.0	44.3	3.2	2.6	7.0	11.2	20.3	—	
86	100.0	52.9	1.5	45.6	3.5	3.7	7.3	12.1	16.0	—	
87	100.0	55.0	1.3	43.7	5.2	3.4	7.8	10.7	19.6	—	

(出所) 賃金労働時間等総合調査結果速報(昭和62年)

の権利の確立は労働運動の課題になるであろう。ここではさらに『1989年国民春闘白書』(総評発行, 1988年12月23日)の資料に基づいて, 労働時間の実態と問題点を明らかにしてみたい。

(2) 労働時間の実態と問題点

景気拡大は, 雇用の需給関係にインパクトを与えることは周知の事実である。現在の好景気は月間の総労働時間を増加させている。とくに目立っ

第5表 労働者1人平均の年次有給休暇付与日数・取得日数及び取得率

企業規模	付与日数	取得日数	取得率
企業規模計	日	日	日
1980年	14.4	8.8	61
85	15.2	7.8	52
86	14.9	7.5	50
87	15.1	7.6	50
1,000人以上			
1980年	16.6	10.4	63
85	17.2	9.4	55
86	17.0	8.8	52
87	17.1	8.8	52
100~999人			
1980年	13.7	8.4	61
85	14.5	7.2	49
86	14.0	6.9	49
87	14.2	7.0	49
30~99人			
1980年	12.1	7.1	59
85	12.7	6.3	49
86	12.3	6.0	49
87	12.6	6.1	48

(出所) 第4表の出所と同じ。

たのは、所定外労働時間が87年景気拡大以降増大し、労働投入量も増加し、中小企業では労働力不足もおこっている。

こうした状況の中で、民間企業の週休二日制の普及は停滞している。だが30人から99人の小企業の労働者層に完全週休二日制の普及がわずかに拡大している。だが総体的にみて、完全週休二日制実施の企業規模別にみると、1,000人以上の大企業で49.9% (1987年)、100人以上999人の中企業で15.7% (同年)、30人以上99人の小企業で5.2% (同年) である (第4表)。企業別格差が明らかである。中小企業では、それぞれ企業競争の中で、経営拡大のために労働者の長時間労働を強制せざるをえない状況にある。したがって、未組織の職場が多く、組織されていても労働組合の団結力は弱

く、週休二日制を実施できない状況にある。一部の中小企業では長時間労働が疲労とストレスを生み、逆に労働力を低下させている。「ゆとり」と「豊かさ」を求める時代なのに、長時間労働を強いられていることは、日本経済の体質を示している。最近、「過労死」の問題がある。それは常識の範囲を超えた長時間労働あるいは人間の肉体的・精神的許容量を超えた重労働によるストレスが原因となって突然の死がおとずれるといわれている。だから労働省も労組も市民も、中小企業でも、週休二日制を実施する運動を起すべきだと考える。一方年次有給休暇の状況をみると、1,000人以上の企業規模で付与日数15.1日に対して取得日数8.8日(1987年)、100人以上999人の企業規模で付与日数14.2日に対して取得日数7日、30人以上99人の小規模企業で、付与日数12.6日に対して取得日数6.1日である(第5表)。本来短い年次有給休暇付与日数を、そのまた半分しか取得しないことは、きわめて問題なのである。他方所定外労働時間が増大し、結果として総実労働時間が増大している。今後労働組合が法基準以上の水準を労働協約にもりこむ運動を起すことによって日本人のゆとりと豊かさを実現していくことを期待したい。

ところで、この日本では景気拡大過程の中で製造業、非製造業において企業収益率が平均19%になっているにも拘らず、賃金引き上げも、「連合」の今春闘の賃上げ最終状況(1989年6月15日発表)によると、加重平均で1万2,251円、率で5.11%と昨年を2,148円、0.75%上回ったにすぎなかった。ついでに加えておくと、消費税のあおりで、実質上昇率は前年を1%も下回る3%以下の低水準になるおそれもあるという。労働時間短縮については5,375労組が要求、うち2,067労組で前進した回答を引き出した。「連合」は「時短元年」にふさわしい一步を踏みだしたという。だが実態はかなり厳しいものがあると考えられる。とくに民間企業において「時短」が採用されない経営事情がある。経営側が「時短」をコストと考え、収益率を低下するのではないかという危機感である。だがそれは企業経営の構造上の理由である。

第一に能力主義的職場管理が長時間労働を再生産するメカニズムができているからである。従業員間に昇進・昇格競争を導入し、「個人業績」「社内行事への参加、定刻前出社の回数」「上司への対応」等を従業員の勤務評価にしている。こうした職場管理を民主化、労働時間短縮を守る習慣を、経営と労組が一体として作るべきであり、両者はゆとりある職場の環境を作るべきであろう。

第二に労働協約のあり方を見直さないからである。労働協約上労働時間、休暇が、労働者の立場からなされているかを点検する必要がある。中央労働委員会『労働協約調査』（1980年）によると、所定労働時間、休日、休暇の主要条項は、それぞれ約70%前後の割合で規定されているが、交替制・代替休日、育児・出産休暇、夏期休暇等は、依然として経営の恣意性が反映されているという。だからこの点の改革をしなければならない。フランスでは「団体交渉および労働争議調整に関する法」、西ドイツでは「労働協約法」などによって労働協約の拡張適用が定められている。ところが日本の場合、労働組合法の第1条に「一般拘束力」第18条に「地域的一般的拘束力」の条項があるものの、拘束力を適用させることを決めるメドを「同種の労働者の4分の3以上」というきわめて厳しい基準になっている。したがって、「連合」は労働時間短縮問題を企業を超えて、社会的に定着させるためにも、現在の日本の労働法の制度上の欠陥を補っていく運動（『国民春闘白書』）を必要としているのではないか。

4. 今後の課題

——労働・市民の経済政策の課題——

労働・市民を主体として経済政策を実施していくためには、資本主体の政策を転換し、当面、労組の賃上げ、「時短」運動を通じて「内需拡大」を定着することにある。現在の好景気を生かし、地域経済の活性化を図ることである。国民的春闘は、地域労働運動において、第一に雇用労働条件の維持・改善・未組織労働者の組織化を目標にすべきであろう。第二に民主

主義と平和を定着するために努力することである。第三に地域生活の改善と地域住民と協力した運動が必要である。第四に政治の革新，すなわち民主主義政治を創造することにある。

さらに，地方自治体が，住民の「ゆとり」と「豊かさ」をどのように計画し，実現しているかを見守りつつ，労働・市民の生活のゆとりと豊かさを実現する場として地域を位置づけることが必要なのである。従来の生活の量から質の向上への地域経済政策を実現していくことにある。「生活の質」とは，生活における人間の本来的余裕と人間的豊かさにある。従来の政権政党の臨調行革の我慢と効率の政策ではなく，私たちは労働・市民の生活の質，文化，福祉，環境，産業のあり方を問いつつ，人間性の創造と人間の自立と連帯の政策体系をもつべきであろう。労働・市民の「ゆとり，豊かさ，公正」を社会的尺度にしつつ 21 世紀を展望した具体的政策を樹立すべきであろう。本研究ノートは，国民春闘の中で，労働・市民そして国民主体の政策樹立のための問題点を，賃上げ，「時短」を通じての内需拡大による生活の質向上に求めて明らかにしたつもりである。労働・市民の経済政策への転換は，世界に開き地域に根ざした経済政策の創造と連動によらなければならない。

(1989. 6. 20)